

令和4年12月1日

お取引先各位

YCG福島株式会社  
管理部

(適格請求書発行事業者登録番号 T6380001008775)

インボイス制度導入に伴う対応のお願い

謹啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（いわゆるインボイス）等の保存が仕入税額控除の要件となります。

制度導入は1年後となりますが、令和5年10月1日から適格請求書を発行するためには令和5年3月31日までに適格請求書発行事業者の登録をする必要がありますので、貴社におかれましても対応のご準備を進めていただきますようお願い申し上げます。

現在、当社の指定請求書をご使用いただいている取引先様におかれましては、指定請求書に貴社の登録番号を記載いただく予定にしております。その他の取引先様はインボイス制度に対応した請求書をご準備いただくこととなります。

また、当社会計システムに取引先様の「適格請求書発行事業者登録番号」を登録することを予定しており、後日貴社の登録番号をお伺いする場合がございます。

その際は、改めてご連絡いたしますので、ご理解とご協力の程、お願い申し上げます。

謹白

※インボイス制度については、国税庁特設サイト【特集 インボイス制度】をご覧ください。どうか、お近くの税務署又は貴社顧問税理士にご確認ください。